

広資料第214号
令和6年3月27日
環境部環境課
市民情報提供資料

令和4年度武蔵村山市第二次環境基本計画（改訂版）
に基づく報告書（武蔵村山市年次報告書）について

このことについて、別紙のとおり作成しましたので、お知らせいたします。

令和4年度

武蔵村山市第二次環境基本計画
(改訂版)に基づく報告書
(武蔵村山市年次報告書)



武蔵村山市

目 次

1	第二次環境基本計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	望ましい環境の保全と創出に向けて・・・・・・・・	3
3	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	事業実施報告・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	重点的取組実施報告・・・・・・・・・・・・・・・・	29

1 第二次環境基本計画とは

計画の概要

本市は、狭山丘陵の自然を有し、都心近郊の緑豊かな住宅都市として発展してきました。近年では、この豊かな緑を後世に残していくとともに、土地区画整理事業の推進など、快適で、文化的な住みよいまちづくりを進めています。

「武蔵村山市第二次環境基本計画」は、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間として策定したものです。

ただし、計画期間中においても、環境問題や社会動向等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しをすることとします。

計画の推進主体

環境基本条例に基づく本計画の推進主体は、市・市民・事業者です。

市・市民・事業者は、環境基準の遵守と維持に努め、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが基本になります。

<計画の推進主体とその責任と役割>

市の責任と役割

- ・環境に関する施策を策定し、実施します。
- ・自ら率先して環境負荷低減に取り組み、市民・事業者と連携を図り、環境に関する取組を実施します。
- ・市民・事業者が環境保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会や情報の提供、活動の支援を行います。

市民の責任と役割

- ・日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。
- ・環境の保全等に関する学習の機会や地域活動に積極的に参加するなど、身近なところから主体的に取り組みます。

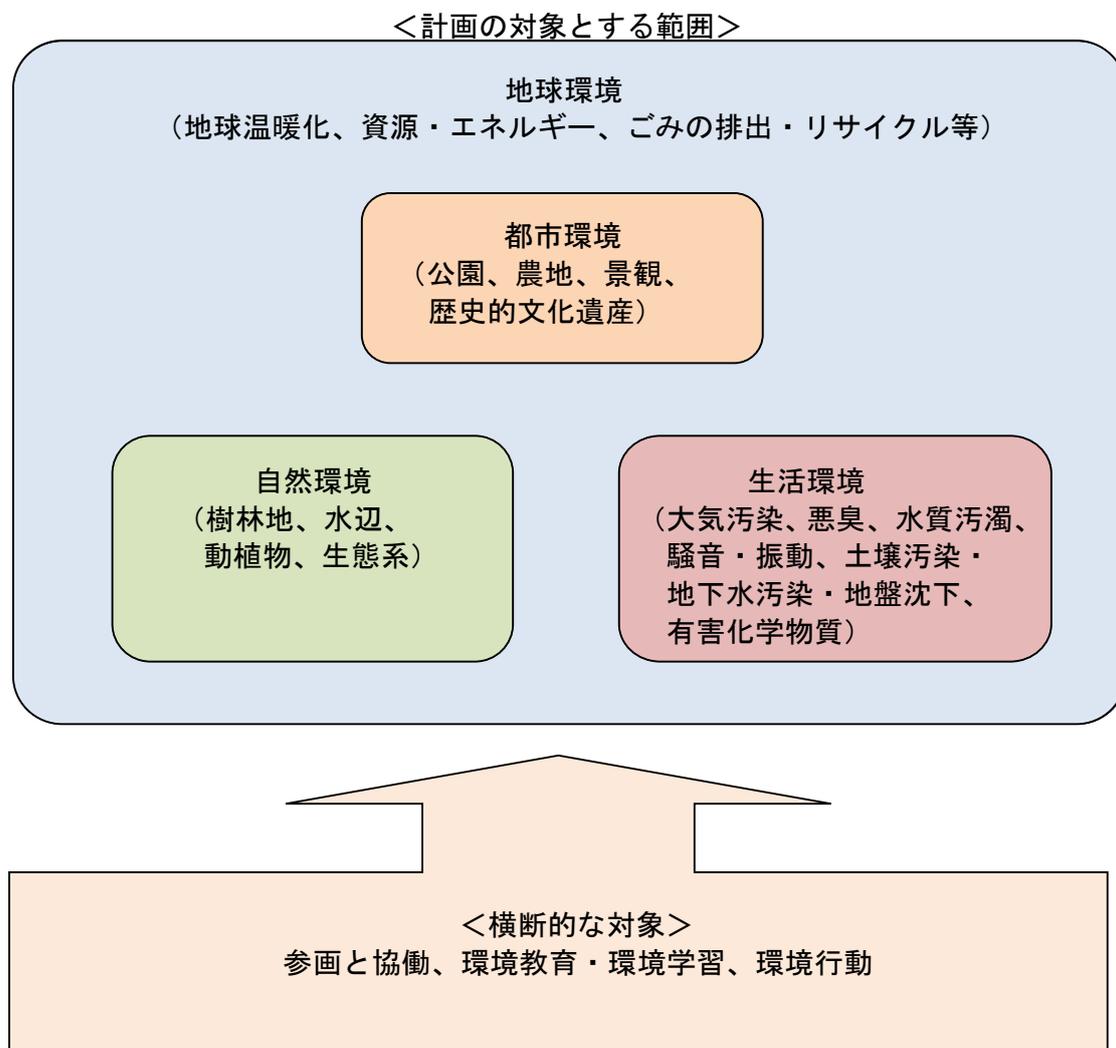
事業者の責任と役割

- ・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・事業活動に係る製品等の使用又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要なことを実施するよう努めます。
- ・地域の一員として、環境の保全等に関する学習の機会や地域活動に参加します。

計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」、「地球環境」とします。

また、これらの4つの環境と横断的に係わる「参画と協働、環境教育・環境学習、環境行動」を範囲に含めます。



2 望ましい環境の保全と創出に向けて

望ましい環境像

本市は、都市近郊のベッドタウンとして発展してきた一方で、狭山丘陵を始めとして、住宅地の生け垣などの緑地や農地、また、残堀川、空堀川といった水辺等の貴重で豊かな自然環境を有しています。

これは、市民にとっても、魅力的な要素となっているとともに、私たちはこの貴重な財産を次世代につなげていく責務があります。

市民が描く、将来の本市の環境像は、豊かな自然環境を有しているとともに、「人（子ども、高齢者）にやさしいまち」、「安心・安全のまち」、「人々との交流、つながり、活気のあるまち」などが挙げられています。

これは、「環境の保全」だけでなく、「環境と快適性」や「環境と産業」を両立させ、「住み良いまち」を築いていくことも重要な視点と捉えられているためと考えられます。

こうしたことから、本市が目指す望ましい環境像は、

「みどり」と「暮らし」をみんなで育む
住み良いまち むさしむらやま

としています。

基本目標

施策の柱1 みどり等との共生

本市の北部に位置する狭山丘陵、市内を流れる残堀川や空堀川などにより育まれている自然は、私たちの貴重な財産です。まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐため、都や周辺市町とも連携しながら保全していくとともに、市民が触れ合うことのできる機会や場の充実を図っていきます。

施策の柱2 エネルギーの有効利用の推進

ライフスタイル・事業活動の見直しを行い、市民・事業者がそれぞれ、エネルギーを有効に利用していくため、市や事業者の取組を広く発信し、市民や子どもの環境学習に役立て、次なる取組の創出を促進していきます。

施策の柱3 4Rの推進

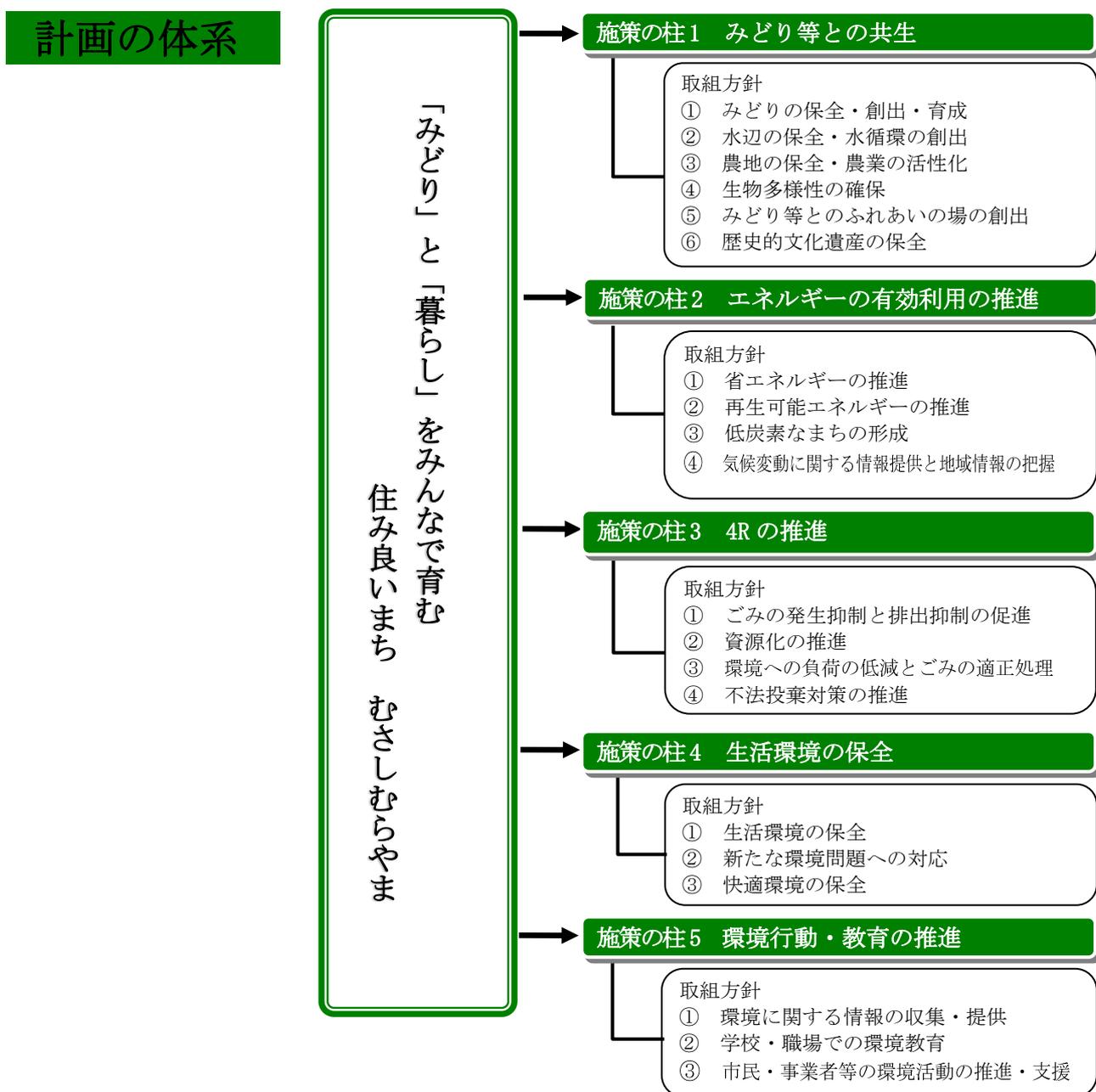
資源の枯渇は世界的な問題になっています。その問題の解決には、私たち一人ひとりが意識を変え、市民生活や事業活動の構造を根本から変えていくことが不可欠となっています。市・市民・事業者が一体となった取組を進め、循環型社会の構築を目指していきます。

施策の柱4 生活環境の保全

本市では、これまで公害対策として、工場・事業所への指導や環境調査などを充実させてきましたが、近年は、自動車交通による大気汚染や騒音による環境への負荷が増大しています。これらの問題を解決し、市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるためには、関係機関と連携した対策を更に充実していくことが重要です。

施策の柱5 環境行動・教育の推進

多岐にわたる環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、行動していくことが重要であるため、市民・事業者に対する情報提供や環境教室を充実し、環境行動を促進していきます。

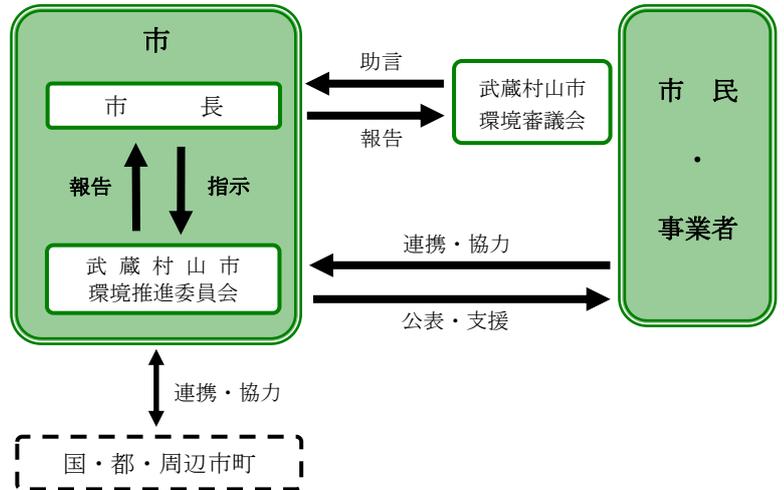


3 計画の進行管理

計画の推進体制

本計画の推進及び進行管理をするための組織体制は、「武蔵村山市環境審議会」及び「武蔵村山市環境推進委員会」となります。

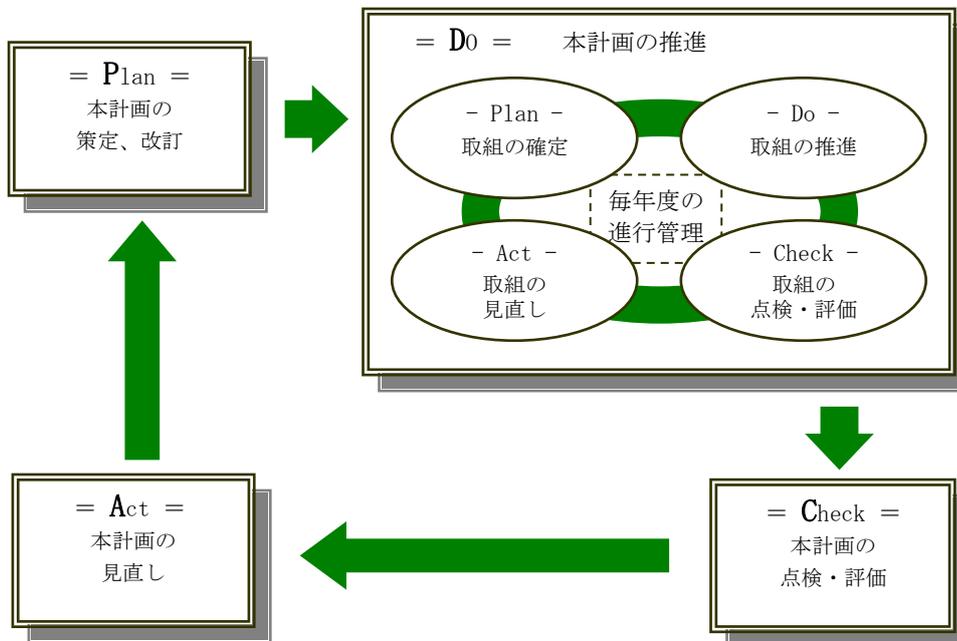
それらを円滑に運営し、市民・事業者、国・都・周辺市町との連携を図ることで、本計画の実効性を確保していきます。



進行管理の仕組み

本計画で定めた様々な取組を着実に実践し、また、本計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入しています。

進行管理の仕組みは、P (Plan : 計画立案) → D (Do : 実践) → C (Check : 点検・評価) → A (Act : 見直し) といった「PDCA サイクル」を基本とします。



「武蔵村山市年次報告書」を通じた見直し（毎年度実施）

「武蔵村山市年次報告書」を毎年度作成し、市民・事業者に公表することにより、進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

本報告書は「第二次環境基本計画（改訂版）」に基づく点検評価となります。

Plan	目標達成のため取り組むべき事業を確定します。
Do	「武蔵村山市年次報告書」を通じて、環境施策を推進します。
Check	環境指標及び環境施策の点検・評価を行います。
Act	翌年度以降の目標達成に向け、取り組むべき事業を確定します。

計画全体の見直し

本計画は、令和7年度までを計画期間としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化等に応じて、適時、計画体系や進行管理の在り方など、計画全体に関わる見直しを行うこととしています。

Plan	本計画策定時は、望ましい環境像、環境目標、環境施策などを示します。改訂の際は、その見直しを行います。
Do	第二次環境基本計画に基づき、環境施策を推進します。
Check	「武蔵村山市年次報告書」を基に、計画の点検・評価を行います。
Act	本計画の点検結果は、計画の見直しに反映させます。

点検評価の手法

環境目標の達成に向けて、現況調査、担当課へのヒアリングの実施により環境指標を定期的に点検し、環境指標や施策の取組の見直しに反映させます。

4 事業実施報告

環境指標の達成状況及び市の取組の状況

武蔵村山市の望ましい環境像である「みどり」と「暮らし」をみんなで育む住み良いまちむさしむらやまの実現に向けて、本計画では5つの柱それぞれに環境目標を設定し、40の環境指標と63の具体的な取組を掲げ、その進捗状況をまとめています。

評価方法

環境指標の評価については、数値目標のあるものは目標数値と比較して評価し、数値目標のないものは事業内容について評価したものです。

評価	環境指標	環境施策
A	目標を達成し、内容が計画よりも進展したもの	取組を実施し、内容が進展しているもの
B	目標を達成したもの	取組を実施し、内容が十分なもの
C	着手しているが、目標に達していないもの	取組を実施し、内容が不十分なもの
D	未着手のもの	
-	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、事業を実施しなかったもの	

環境指標の達成状況の見方

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
【例】都市全体の緑化総量（緑被率）（%）	45.0	44.5 (平成23年度)	41.9	41.9	C

基準となる年度と、その年度の実績（数値）

目標と、令和4年度の実績（数値）を比較しての評価

計画期間中の達成目標

令和3年度と4年度の実績（数値）

施策の柱1 みどり等との共生

環境目標 まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

① みどりの保全・創出・育成

環境指標

【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
都市全体の緑化総量（緑被率）（%）	45.0	44.5 （平成23年度）	41.9	41.9	C
保存生け垣の延長（m）	4,850	4,709 （平成26年度）	4,013	3,928	C
公園・緑地等のボランティア人数（人）	※148	64 （平成26年度）	147	150	B
グリーンヘルパー（1級）人数（人）	8	0 （平成26年度）	20	20	A

※ 第二次環境基本計画の改訂（令和3年3月）に基づき修正

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
狭山丘陵・樹林地の保全	狭山丘陵地等の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 景観重点地区に指定されている青梅街道以北の区域は、建築物等の色彩や敷地内の緑化の基準等として「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」が策定されており、景観重点地区内における建築行為等に係る市への届け出を義務付け、景観重点基準への適合に関する指導を行っている。【都市計画課】 	B
	保存樹木・樹木の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木等奨励金について、計1,583,126円の交付を行った。（保存樹木76本、保存樹林1,117㎡、保存樹林生け垣3,928m）【環境課】 	C
	社寺林の保全策等の検討に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内の境内に隣接された公園において、社寺林の剪定等を実施した。【環境課】 	C
維持管理とボランティア育成	街路樹の管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域及び野山北公園自転車道の街路樹の選定を年1回実施し、良好な緑のネットワークを維持・保全できるよう努めた。【道路下水道課】 	B
	公園の整備の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 維持や補修など、必要に応じて適宜整備を行った。【環境課】 	B
	ボランティアと協働した公園・緑地等の維持管理、ボランティア育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地等ボランティアによる花壇の植栽を計2日間、2箇所の公園（大南公園、三本榎史跡公園）で行った。【環境課】 	B

維持管理とボランティア育成	公共施設及び民有地内の緑化の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵村山市公共施設等総合管理計画に基づき、公園施設の調査及び管理計画を検討した。また、武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、緑化保護地区等の指定期間等の申請を行うことで、民有地内の推進を図った。【環境課】 武蔵村山市まちづくり条例に基づき、3,000㎡を超える開発行為では公園等の整備を、集合住宅等においては緑地の整備を指導することで敷地内緑化を図った。【都市計画課】 	B
---------------	------------------------	--	---

② 水辺の保全・水循環の創出

環境指標

【道路下水道課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
残堀川クリーンアップ作戦参加者数(人)	毎年の増加	23 (平成26年度)	-	-	-

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
水辺の保全・水循環の創出	多自然川づくりの推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 残堀川及び空堀川水環境確保について協議し、東京都へ要望した。【環境課】 河川の協議会や委員会等に参加し、河川が多様な生態系の創出及び適正な維持管理など、水と緑のネットワークに配慮した川づくりを東京都に要望した。【道路下水道課】 	B
	河川の水質保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 残堀川では立川市及び瑞穂町と合同で水質検査及び水生生物調査を、空堀川では東大和市、東村山市及び清瀬市と合同で水質調査を実施し、調査結果に基づき東京都へ要望活動を行った。【環境課】 年1回、市内の河川に堆積した土砂の浚渫を実施した。【道路下水道課】 	B
	水量確保の対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 河川の協議会や委員会等に参加し、水量確保を東京都等に要望した。【道路下水道課】 	B
	雨水浸透・貯留施設の設置の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 宅地開発等による民間施工による集水桝等の設置に関しては、浸透型集水桝や貯留施設の設置を指導した。また、個人宅地における雨水浸透施設及び貯留施設の設置に対する補助金制度を導入し、同施設の設置の促進を図った。【道路下水道課】 	B

③ 農地の保全・農業の活性化

環境指標

【産業観光課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
体験型市民農園の設置箇所数（箇所）	3	2 （平成26年度）	2	2	C
認定農業者（人）	*46	18 （平成26年度）	40	38	C

※ 第二次環境基本計画の改訂（令和3年3月）に基づき修正

【学校給食課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
市内の小中学校での学校給食で利用される地場産率10%以上の野菜数（種類）	毎年の増加	12 （平成26年度）	17	17	B

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
農地の保全・農業の活性化	農地の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の住環境に配慮した農地の基盤整備を行うことにより、都市農地の保全を図った。擁壁実施設計及びシャッターの設置(3基) 補助金 5,185,000円 【産業観光課】 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定により、農地の保全に努めた。（生産緑地指定地区315地区、指定面積約86.10ha、特定生産緑地指定地区面積約70.47ha） 【都市計画課】 	B
	地産地消の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 農業者有志団体「新鮮組」により学校給食へ地元野菜・果実を納入した。【産業観光課】 学校給食に地場産の野菜、果物等を使用した。使用品目数20品目、使用量35,073.2kg 【学校給食課】 	B
	多様な農の担い手の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 体験型市民農園の利用及び援農ボランティアの募集について、市報、ホームページ等で周知した。新規利用契約者（ふれあい農園0人、わかかな農園20人）。利用者数（ふれあい農園51人、わかかな農園83人）。 また、農業後継者団体が行う後継者育成事業に要する費用の一部を補助した（補助額238,546円）。 【産業観光課】 	A
	環境に優しい農業支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な環境負荷の少ない農産物の生産の振興を図るため、環境に配慮した生産資材の購入に要する費用の一部を補助した（補助件数5件、補助額131,000円）。 【産業観光課】 	B

④ 生物多様性の確保

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
生物多様性の確保	動植物の情報収集・情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象とした環境学習会を2回実施し、合計46名の参加があった。【環境課】 狭山丘陵の動植物の調査を継続的に行っている団体（狭山丘陵自然会）が実施する調査等の協力をした。【文化振興課】 	B
	獣害対策・外来種対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 農作物の被害状況の把握に努めた。【産業観光課】 東京都のアライグマ・ハクビシン防除計画に参加し、外来種であるアライグマ及びハクビシンの目撃情報の収集に努め、必要に応じて捕獲器の設置を行い、アライグマ52頭、ハクビシン5頭の捕獲処分を行った。【環境課】 	B



環境学習会

防除対象動物



アライグマ



ハクビシン

⑤ みどり等とのふれあいの場の創出

環境指標

【環境課、文化振興課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
里山等とのふれあいの場の創出数、参加者数	毎年の増加	3回 43人 (平成26年度)	- -	2回 46人	-

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止した。

【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
水辺とのふれあいの場の創出数、参加者数	毎年の増加	2回 33人 (平成26年度)	- -	2回 46人	-
親水緑地広場の箇所数（箇所）	8	7 (平成26年度)	7	7	C

【産業観光課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
農地とのふれあいの場の創出数、参加者数	毎年の増加	107人 (平成26年度)	135人	134人	B

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
みどり等とのふれあいの場の創出	里山等とのふれあいの場の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象とした環境学習会を2回実施し、合計46名の参加があった。【環境課】 自然観察会は、雨天のため中止した。【文化振興課】 	B
	水辺とのふれあいの場の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 残堀川親水緑地広場（7箇所、計15,214.38㎡）の清掃事業を委託し、水辺の維持管理を行った。また、空堀川旧河川敷の整備等について東京都に対し要望を行った。【環境課】 自然観察会は雨天のため中止した。【文化振興課】 	B
	農地とのふれあいの場の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 体験型市民農園の利用促進のため、市報、ホームページ等で周知した。また、現在利用中の方に対し、継続利用等の案内をし、契約更新を促した。【産業観光課】 市立小学校9校全校で野菜の育成及び、収穫を行っている。2校については、市内在住の農地所有者等からの農地等を借り受け、7校については学校敷地内で実施した。【教育総務課】 	B

⑥ 歴史的文化遺産の保全

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
歴史的文化遺産の保全	歴史的文化遺産の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 宅地開発計画等を進める際、埋蔵文化財の保全のため宅地開発業者との調整及び埋蔵文化財の所在確認等を実施した。 【文化振興課】 	B
	情報発信、ふれあいの場の創出に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 「資料館だより」第64号(2,000部)を発行、市報及びホームページで情報発信を行ったほか、歴史散策コースを紹介したマップ「むさしむらやま歴史散策コース」を配布した。 【文化振興課】 	B



歴史民俗資料館分館

施策の柱2 エネルギーの有効利用の推進

環境目標 ライフスタイル・事業活動の見直しを行いエネルギーの有効利用を行う

① 省エネルギーの推進

環境指標

【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
公共施設等におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量(総量)(kg-CO ₂ /年)	※ 3,383,975	※ 4,233,496.38 (令和2年度)	4,360,000.42	4,241,357.47	C

※ 第四次地球温暖化対策実行計画より(令和8年度達成目標及び令和2年度実績)

【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
一世帯あたりの使用量(電気)	把握方法を検討	- (平成26年度)	-	-	-
一世帯あたりの使用量(都市ガス)	使用量の削減を図る。※ ₁	※ ₂ 366.3 m ³ (平成26年度)	※ ₂ 343.7 m ³	※ ₂ 332.7 m ³	A
一世帯あたりの使用量(水道)	使用量の削減を図る。※ ₁	※ ₃ 733.1 ℓ (平成26年度)	※ ₃ 661.7 ℓ	※ ₃ 651.7 ℓ	A

※₁ 第二次環境基本計画の改訂(令和3年3月)に基づき修正

※₂ 市統計書より。対象期間は1月から12月

※₃ 市統計書より。対象期間は統計書作成の前年度

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
省エネルギーの推進	公共施設等における省エネ対策の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎に係る光熱水費の使用量は、直近5年間の使用量平均値に対する増減率は、電気8.34%増、ガス6.14%増、上下水道8.95%減となった。【総務契約課】 再生可能エネルギーの導入に関し、各課へ周知を行い、設置を促した。【環境課】 	B
	家庭及び事業所における省エネに関する意識啓発・情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用新エネルギー利用機器等を設置した方又はエコ住宅化を行った方等に対し、費用の一部を補助した。 <ul style="list-style-type: none"> ●住宅用蓄電池 補助金額 300,000円(6件) ●遮熱性塗装工事 補助金額 3,050,000円(61件) ●断熱工事 補助金額 500,000円(10件) 【産業観光課】	B
	家庭及び事業所における省エネに関する取組把握を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 他市の導入状況や本市の特性を考慮した上で、取組方法の把握に努めた。【環境課】 	C

② 再生可能エネルギーの推進

環境指標

【総務契約課】【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
公共施設等における再生可能エネルギー導入量	把握方法を検討	－ (平成26年度)	* 3,962kwh	* 3,693kwh	A

※ 湖南地区集会所に設置している太陽光発電システムの売電量

【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
市内の再生可能エネルギー導入量	把握方法を検討	－ (平成26年度)	* 75.5kwh	* 75.5kwh	B

※ 市内事業者が二酸化炭素排出抑制対策事業者等補助金を利用して設置した太陽光発電システムの発電予測量。市が推薦書を交付する際に、事業者が提出した資料による数値

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
再生可能エネルギーの推進	公共施設等における再生可能エネルギーの導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入に関し、各課へ周知を行い、設置を促した。【環境課】 	B
	家庭及び事業所における再生可能エネルギーに関する意識啓発・情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用新エネルギー利用機器等を設置した方又はエコ住宅化を行った方等に対し、費用の一部を補助した。 <ul style="list-style-type: none"> ●住宅用蓄電池 補助金額 300,000円(6件) ●遮熱性塗装工事 補助金額 3,050,000円(61件) ●断熱工事 補助金額 500,000円(10件) 【産業観光課】 	B
	家庭及び事業所における再生可能エネルギーに関する取組把握を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 他市の導入状況や本市の特性を考慮した上で、取組方法の把握に努めた。【環境課】 住宅用新エネルギー利用機器等を設置した方又はエコ住宅化を行った方等に対し、費用の一部を補助した。 <ul style="list-style-type: none"> ●住宅用蓄電池 補助金額 300,000円(6件) ●遮熱性塗装工事 補助金額 3,050,000円(61件) ●断熱工事 補助金額 500,000円(10件) 【産業観光課】 	B

③ 低炭素なまちの形成

環境指標

【総務契約課】 【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
公用車における低公害車の導入割合 (%)	60.0	33.0 (平成26年度)	68.2	68.2	B

【総務契約課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
庁用自転車の台数 (台)	*126	*2 2 (平成26年度)	25	25	C

※1 第二次環境基本計画の改訂 (令和3年3月) に基づき修正

※2 基準年の台数は平成26年度の総務契約課の台数。平成30年度からは全ての台数

【交通企画・モノレール推進課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
市内循環バスの1便当たりの輸送人員 (人/便・年)	6	5 (平成26年度)	4	5	C
乗合タクシー「むらタク」の利用者数 (人/年)	4,500	3,520 (平成26年度)	3,774	11,156	A

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
低炭素なまちの形成	公共交通の利用促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数の低迷が続いていた市内循環バスの武蔵砂川ルート及び西ルートを廃止し、代わりに乗合タクシーの利用登録可能地域を拡大し、乗降場所を3か所追加した。 登録者数及び利用者数拡大のため、制度の周知 (市報等による周知、出張登録受付の実施) を行った。 多摩都市モノレールの早期延伸に向けて、平成30年12月に東大和市及び瑞穂町と共同で策定した「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえたまちづくりを推進するとともに、市民まつりでのモノレールPR活動、市と市民が連携した促進活動や東京都などの関係機関への要望活動、機運醸成のための延伸PRグッズの作製を行った。 <p>【交通企画・モノレール推進課】</p>	B
	自転車・EV等の低炭素モビリティの推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通ネットワークの充実、広域的な回遊手段の拡充等、新たな交通システムとしてのシェアサイクルの有効性及び地域課題を検証するため事業者と協定を締結し、シェアサイクル実証実験事業に着手した。 シェアサイクル事業を導入している近隣自治体と連携したPR活動等を実施し、新たな地域交通のツールとなるシェアサイクルの周知及び利用促進を図るため、関係自治体と調整を行った。 <p>【交通企画・モノレール推進課】</p>	A

		<ul style="list-style-type: none"> 各課で保有している庁用自転車について調査を行い、保有台数の把握を行った (25台) 【総務契約課】【環境課】 	
	低炭素建築物・省エネ改修の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用新エネルギー利用機器等を設置した方又はエコ住宅化を行った方等に対し、費用の一部を補助した。 <ul style="list-style-type: none"> ●住宅用蓄電池 補助金額 300,000円 (6件) ●遮熱性塗装工事 補助金額 3,050,000円 (61件) ●断熱工事 補助金額 500,000円 (10件) 【産業観光課】	B
	グリーンカーテンなどの緑化の推進を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地ボランティアに花の苗等の提供を行い、公園内の緑化の推進を図った。 【環境課】 	B

④ 気候変動に関する情報提供と地域情報の把握

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
気候変動に関する情報提供と地域情報の把握	気候変動に関する情報提供と地域情報の把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 光化学スモッグ情報を関係機関に周知し、市民への啓発や避難案内に努めた。 第四次地球温暖化対策実行計画に基づき、各種情報の把握と情報提供に努めた。 【環境課】 	B

施策の柱3 4Rの推進

環境目標 4R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル) を全員参加で進める

① ごみの発生抑制と排出抑制の促進

環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
排出物原単位 (総排出量÷年度末人口÷年間日数) (g/人・日)	* 660.0 以下	805.2 (平成26年度)	772.4	741.7	C

※ 第二次環境基本計画の改訂 (令和3年3月) に基づき修正

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
ごみの排出抑制	発生抑制と排出抑制に関する普及啓発・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの水切りについて、市ホームページ等で普及及び啓発を図っているほか、武蔵村山市ごみ分別アプリにて啓発を行っている。 なお、武蔵村山市ごみ分別アプリの令和4年度末現在の累計ダウンロード数は24,873件で普及率は34.9%となった。 ・ マイバッグポスターについては、市内の公共施設26箇所、事業所92箇所に掲示依頼を行った。 ・ 収集車の放送設備を活用し、ごみの分別やマナーを守った排出を呼びかける広報を、年間を通じて行った。 ・ 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に当たり、ごみ情報誌等でごみ減量の要点について周知した。 【ごみ対策課】 	A
	自主的なごみ減量に対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源回収奨励金交付実績 登録団体数 43団体 交付申請件数 215件 回収量 294,035kg 交付金額 2,352,278円 ・ 生ごみ処理機器購入補助金交付実績 申請件数 84件 補助台数 84台 購入金額 3,942,402円 交付金額 1,835,000円 【ごみ対策課】 	B
事業者等への要請・指導	事業者に対する要請、指導等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物を透明な袋で排出している事業者や事業系一般廃棄物指定収集袋でのごみの排出を適正に行っていない事業者に対し、適正な処理を行うよう指導を行った。 また、排出事業者に対しては食品ロス対策として調理ロスや過剰な在庫の削除、小盛メニューの推進、余剰食品のフードバンクへの寄付等の積極的な取組への協力を依頼した。 ・ 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対し、指導を行った。 【ごみ対策課】 	B
	拡大生産者責任の要請を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都市町村清掃協議会において、東京都市長会を通じて、都に対して製造販売業者に市町村の分別処理に依存することなく、廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用を義務付けて具体的手法等を明記するEPR（拡大生産者責任）法の整備を国に要請するよう要望書を提出した。 【ごみ対策課】 	B

② 資源化の推進

環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
リサイクル率（※1エコセメント含む） （総資源化量÷総排出量×100）（%）	※2 37.6	34.9 （平成26年度）	34.7	35.4	C

※1 ごみを燃焼させて生じた焼却灰を原料に製造されたセメント

※2 第二次環境基本計画の改訂（令和3年3月）に基づき修正

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
資源化の推進	ごみと資源の分別の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月からの家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に当たり、市民説明会及び出前講座の開催のほか、新たにごみの出し方を周知する動画の作成・公開、新たにごみの出し方に対応したごみ分別辞典の全戸配布を行った。 デエダラまつり会場内で実施した環境フェスタにおいて、分別に関するパネル展示を行った。 市ホームページやごみ情報誌、ごみ収集カレンダー等でごみ分別アプリの周知を行った。令和4年度末現在のダウンロード数は、24,873件であり、普及率は約34.9%となっている。 【ごみ対策課】 	A
	資源回収奨励金制度の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市報、市ホームページに資源回収奨励金交付制度についての記事を掲載し、制度の周知を行った。 令和4年度に登録を行った団体及び未登録の自治会に対し、令和5年度に登録について勧奨を行った。 ごみ対策課窓口で資源回収奨励金制度のチラシを設置し、市内で活動している団体への周知を行った。 【ごみ対策課】 	A
	資源品目の拡大を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」の普及を図るため、工作教室を開催した。 小学生向け教室…2回 一般向け教室…3回 環境フェスタ…2日間 器材配布数…50セット 【ごみ対策課】 	A
	再生品の利用の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 4Rの推進に関する情報提供（市ホームページ、ごみ分別辞典）において、再生品の使用について呼び掛けた。 再生品、環境に配慮した商品等の販売促進などに取り組む店舗をエコショップとして認定しており、その取組内容について、市ホームページにて周知した。 【ごみ対策課】 	A

③ 環境への負荷の低減とごみの適正処理

環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
最終処分量 (※1 循環組合への搬入量) (t)	※2 モニター 指標とする。	1,958 (平成26年度)	1,534	1,454	A
最終処分量 (※1 循環組合への不燃ごみ埋立て量) (t)	※2 モニター 指標とする。	30 (平成26年度)	※3 0	※3 0	B

※1 「循環組合への搬入量」は、焼却灰・不燃ごみの総量、また、「循環組合への不燃ごみ埋立て量」は、搬入量から焼却灰を除いた量

※2 第二次環境基本計画の改訂（令和3年3月）に基づき修正

なお、モニター指標とは、一般廃棄物処理計画により、達成目標は定めないが、進捗を管理する指標とするもの

※3 平成30年度から循環組合への搬入・埋め立てを中止し、民間委託により資源化を図った。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
環境への負荷の低減	資源化・ごみ処理施設の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日より、新ごみ焼却施設（仮称）の更新工事を行っている。 令和2年4月1日より小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設が稼働した。 平成31年4月より資源物中間処理施設（エコプラザ・スリーハーモニー）が稼働し、資源化を図った。 【ごみ対策課】 	B
	最終処分量の削減に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生抑制に資する施策として、家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始した。 生ごみ処理機器購入補助金として、84台の生ごみ処理機器に対し、1,835,000円の補助を行った。 資源回収奨励金として、215件の申請に対し、2,352,278円の奨励金を交付した。 生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」工作教室を、市民会館（さくらホール）展示室で5回、環境フェスタ会場で2日間開催し、合計50セットの器材を配布した。 小型家電570kg、ペットボトル14,391.8kg、発泡スチロールトレイ4,405.4kg、牛乳パック954kgを回収した。 フードドライブとして、ごみ対策課窓口及び環境フェスタ会場において、407.46kgの未利用食品を回収した。 【ごみ対策課】 	A

④ 不法投棄対策の推進

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
不法投棄対策の推進	不法投棄の監視・パトロールの実施に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄監視対策強化事業を実施し、令和4年度は、81回のパトロールをした。令和4年9月から、週1回から週2回に増やしてパトロールを実施している。 不法投棄防止のため、蛍光看板を追加で20枚設置した。 市民から相談があった不法投棄について、東大和警察署と連携し対応した。 <p>【ごみ対策課】</p>	B
	土地の所有者等に対する適正な管理の要請を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 雑草が繁茂している土地の所有者に対し、必要に応じて適正な管理を要請しているが、令和4年度は0件であった。また、土地所有者への草刈り機の貸し出し(19件)を行った。 <p>【環境課】</p>	B
	市民・事業者の意識啓発の実施に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者からの苦情等があった場合、随時、不法投棄の看板の設置や対象者に対して適正に処理を行うよう指導等の啓発を行った。 ホームページ、武蔵村山市ごみ分別アプリ等にて資源ごみ拠点回収事業の回収箱の設置場所一覧の掲載等の案内を行った。(令和4年9月末で終了) 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語の5か国語に対応したパンフレットを作成し、ごみ対策課窓口へ配布。市民課、出張所に対し、転入者を対象に配布を依頼した。 食品ロスの削減に向け、フードドライブなどの取組情報を発信した。 <p>【ごみ対策課】</p>	B

施策の柱4 生活環境の保全

環境目標 環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

① 生活環境の保全（環境基準の遵守と維持）

環境指標

【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
環境基準の達成（遵守された項目／ *モニタリング項目×100）（%）	100	90 (平成26年度)	93	94	C

※ モニタリング項目は、道路沿道における二酸化窒素濃度、残堀川・空堀川におけるBOD濃度、地下水の環境基準、道路交通騒音・振動、横田飛行場・立川飛行場周辺航空機騒音である。

環境指標				
道路沿道における二酸化窒素濃度	<p>【目標】環境基準 0.06ppm 以下を維持する。 単位：ppm</p>			
	道 路	調 査 地 点	令和 4 年度	評 価
	青 梅 街 道	第一分団車庫付近	0.008	B
		第六分団車庫付近	0.012	B
	主要地方道 第 55 号線	大南一丁目バス停付近	0.011	B
	主要地方道 第 59 号線	三ツ藤住宅東バス停付近	0.021	B
		(株)文明堂東京武蔵村山工場東付近	0.021	B
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	0.018	B
		武蔵村山郵便局付近	0.018	B
	一般都道 第 162 号線	第七分団車庫付近	0.015	B
江戸街道	東京日産自動車販売(株)北付近	0.013	B	
残堀川におけるBOD濃度	<p>【目標】環境基準 2 mg/l以下を維持する。 単位：mg/l</p>			
	調査地点	令和 4 年度	評 価	
	富 士 塚 橋	1.0	B	
	中 砂 大 橋	4.0	C	
空堀川におけるBOD濃度	<p>【目標】環境基準 2 mg/l以下を維持する。 単位：mg/l</p>			
	調査地点	令和 4 年度	評 価	
	名 称 不 祥 橋	1.3	B	
	砂 野 橋	-	-	

地下水の 環境基準の 達成状況	【目標】 環境基準以下を維持する。				単位：mg/l	
	調査地点	調査項目	環境基準	令和4年度	評価	
	三ツ木一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	A	
		テトラクロロエチレン	0.01	0.017	C	
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	A	
		四塩化炭素	0.002	<0.0002	A	
	本町三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	A	
		テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A	
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	A	
		四塩化炭素	0.002	<0.0002	A	
	岸二丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	A	
		テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A	
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	A	
		四塩化炭素	0.002	<0.0002	A	
	中藤三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	A	
		テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A	
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	A	
四塩化炭素		0.002	<0.0002	A		
残堀五丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	0.004	B		
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A		
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	A		
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	A		

道路交通 騒音測定値	【目標】 環境基準以下を維持する。				単位：dB		
	道路	調査地点	区分	環境基準	要請限度	令和4年度	評価
	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	70	75	66	A
			夜	65	70	59	A
		第六分団車庫付近	昼	70	75	68	A
			夜	65	70	63	A
	主要地方道 第55号線	大南一丁目バス停付近	昼	70	75	68	A
			夜	65	70	64	A
	主要地方道 第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	昼	70	75	67	A
			夜	65	70	63	A
		(株)文明堂東京武蔵村山 工場東付近	昼	70	75	65	A
			夜	65	70	62	A
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	70	75	75	B
			夜	65	70	71	C
		武蔵村山郵便局付近	昼	70	75	72	B
			夜	65	70	65	A
	一般都道 第162号線	第七分団車庫付近	昼	70	75	68	A
			夜	65	70	65	A
	江戸街道	東京日産自動車販売(株) 北付近	昼	65	75	61	A
			夜	60	70	56	A

道路交通 振動測定値	【目標】要請限度以下を維持する。					単位：dB
	道路	調査地点	区分	要請限度	令和4年度	評価
	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	65	43	B
			夜	60	30	B
		第六分団車庫付近	昼	65	30	B
			夜	60	26	B
	主要地方道 第55号線	大南一丁目バス停付近	昼	70	38	B
			夜	65	34	B
	主要地方道 第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	昼	65	39	B
			夜	60	34	B
		(株)文明堂東京武蔵村山工場東付近	昼	70	41	B
			夜	65	37	B
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	65	45	B
			夜	60	42	B
武蔵村山郵便局付近		昼	65	49	B	
		夜	60	44	B	
一般都道 第162号線	第七分団車庫付近	昼	65	38	B	
		夜	60	31	B	
江戸街道	東京日産自動車販売(株)北付近	昼	65	36	B	
		夜	60	30	B	
横田飛行 場周辺航 空機騒音 測定値	【目標】環境基準 Lden57dB 以下を維持する。					単位：dB
	調査地点	令和4年度	評価			
	市立第十小学校	45.1	B			
立川飛行 場周辺航 空機騒音 測定値	【目標】環境基準 Lden57dB 以下を維持する。					単位：dB
	調査地点	令和4年度	評価			
	大南地区学習等供用施設	44.4	B			

※ この項の各評価について、環境基準以下はBとし、環境基準超をCとする。ただし、道路交通騒音測定値については、環境基準以下はA、環境基準超・要請限度以下はB、要請限度超はCとする。

※ 地下水の環境基準の達成状況については、不検出の項目についてはAとする。

※ 環境基準とは、環境基本法により定められた基準である。

※ 要請限度とは、騒音規制法及び振動規制法に基づき、環境省令で定める自動車騒音・振動の限度である。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
生活環境の保全	定期的な調査・環境基準の達成に努めます。	・ 残堀川・空堀川水質検査、地下水水質検査、道路交通騒音測定及び航空機騒音測定を実施し、生活環境の保全に努めた。【環境課】	B
	事業所等への監視・指導を行います。	・ 事業所等に適正管理化学物質使用量、地下水揚水量を定期で報告させ、適正な管理を促した。 また、苦情通報に基づき、騒音、振動、悪臭等について、改善指導を行った。【環境課】	B
	横田飛行場及び立川飛行場周辺の航空機騒音対策を行います。	・ 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（5回）、横田基地周辺市町基地対策連絡会（19回）、立川飛行場周辺自治体連絡会（4回）において、関係機関に対して航空機騒音防止対策等の要請を行った。 【企画政策課】	B
情報提供	生活騒音についての知識やモラル向上を図ります。	・ ホームページで生活騒音の発生について、注意喚起を行った。また、苦情通報に基づき、音の発生について注意を呼び掛けた。 【環境課】	B

② 新たな環境問題への対応

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
新たな環境問題への対応	有害化学物質の使用抑制・適正管理に努めます。	・ 東京都条例に基づき、適正管理化学物質取扱業者に対し、使用量報告書の提出を指導した。 【環境課】	B
	アスベスト対策を進めます。	・ 大気汚染防止法及び東京都条例に基づき、石綿除去工事等関係事業所に対し、指導、立入検査を実施した（1件）。 【環境課】	B
	野焼きの規制と監視体制の強化に努めます。	・ 市報等で、法律及び東京都条例により原則禁止されていることを周知した。 ・ 野焼きを行っている者に対し、指導を行った。 【産業観光課】【環境課】	B
	有害化学物質及び新たな環境に関する情報の収集、発信に努めます。	・ 国、東京都及び関係機関からの情報収集を行い、ホームページ等を通じて情報発信に努めた。 【環境課】	B

③ 快適環境の保全

環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
クリーン作戦参加人数（人）	毎年の増加	3,874 (平成26年度)	-	2,791	-
※2 不法投棄等のごみ回収量（kg）	毎年の減少	990 (平成26年度)	-	331	-

※1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

※2 武蔵村山市環境基本計画に基づいた実績のため、クリーン作戦によるごみ回収量のみ計上している。

【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
犬のふんの放置防止パトロールの実施（回/年）	24以上	- (平成26年度)	0	0	D

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
快適環境の保全	まちの美化の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 空き缶や吸い殻、犬のふんの放置を防止するため、市民に対して啓発用看板を配布した。（191枚） クリーン作戦を実施し、2,791人の参加があり、320kgのごみを回収した。 	B

施策の柱5 環境行動・教育の推進

環境目標 環境活動への参加と次世代を育成する

① 環境に関する情報の収集・提供

環境指標

【環境課】 【文化振興課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
広報による環境に関する情報の提供回数（回）	毎年の維持又は増加	17 (平成26年度)	23	17	C

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
環境に関する情報の収集・提供	市内の自然や文化財等の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア・市民活動センターと連携し、広報誌の発行などを通して市民活動団体の活動を周知した。また、「市民発！元気フェスタ」を開催し、市民活動団体の日頃の活動を広く市民に周知した。【協働推進課】 狭山丘陵自然会の調査等に協力するとともに、その調査結果を歴史民俗資料館内で展示し、希少植物の盗掘等に対する疑問の投げかけ及び自然保護についての情報提供を行った。【文化振興課】 	B
	環境に関する情報の収集・提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 国、東京都及び関係機関からの情報収集に努めた。 また、市の環境への取組等についてまとめた副読本を、市内小学第4学年生に配布した(750冊)。【環境課】 狭山丘陵自然会と協力し、身近な狭山丘陵の動植物に係る調査を継続的に行い、情報提供に努めた。【文化振興課】 	B

② 学校・職場での環境教育

環境指標

【環境課】

環境指標	目標	基準年	令和3年度	令和4年度	評価
環境学習会の参加人数(人)	毎年の増加	58 (平成26年度)	-	46	-
親と子の環境教室の参加人数(人)			-	-	

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境学習会は中止した。

※令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、親と子の環境教室は中止した。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
学校・職場での環境教育	体験学習を取り入れた環境教育の推進を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 親と子の環境教室を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止した。環境学習会は2回開催し、合計46名の参加があった。【環境課】 市立小学校9校全校において学習栽培園で野菜の育成及び収穫を行った。9校中2校は、市内在住の農地所有者から農地を借り受けて実施し、7校は学校敷地内で実施した。【教育総務課】 市内の全小学校第5学年の児童に対して、田植え、草取り、稲刈り、脱穀など、年間を通しての水稻栽培学習を実施した。【教育指導課】 	B

学校・職場での環境教育	学校等への環境教育人材の派遣を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座むさしむらやま塾で「武蔵村山市の環境について」の出前講座を実施した。 【環境課】 	B
	学校職員への環境教育に関する研修実施を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 環境への知見を深めるため、東京都が実施する環境教育フォーラム等のイベントに全小中学校から1名の教員が参加し、次世代の育成につなげた。 【教育指導課】 	B

③ 市民・事業者等の環境活動の推進・支援

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	令和4年度の取組状況	評価
市民・事業者等の環境活動の推進・支援	地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア・市民活動に関わる人材を育成するため、各種講座等を実施した。 また、市民の身近な問題をはじめ、環境問題についても考えるイベントとして、消費生活展（みんなのくらしフェスタ）を実行委員会形式で2日間開催した。【協働推進課】 資源回収奨励金制度により、地域団体及び市民の資源物の再利用に対する意識の向上を図った。 【ごみ対策課】 	B
	地域での環境人材、環境団体の育成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近な問題をはじめ環境問題についても考えるイベントとして、消費生活展（みんなのくらしフェスタ）を実行委員会形式で2日間開催した。 【協働推進課】 	B
	環境活動把握、情報発信に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近な問題をはじめ環境問題についても考えるイベントとして、消費生活展（みんなのくらしフェスタ）を実行委員会形式で、2日間開催した。 【協働推進課】 	B

5 重点的取組実施報告

本市の地域特性として象徴的な事項、環境目標を横断する事項、社会的背景などから今後 10 年間で取り組むべき事項などが「5つの重点的取組」として掲げられています。この「重点的取組」に対する進捗状況を以下のとおりまとめました。なお、令和 2 年度にこれまでの 5 年間の取組結果を踏まえ、第二次環境基本計画（改訂版）を策定しました。

1 みどりを誇りに思う意識の醸成

みどりは、より良い景観を保つためだけでなく、生物多様性の維持、ヒートアイランド現象の緩和、健康増進やレクリエーションの創出といった様々な機能があり、私たちの生活に潤いを与えてくれます。このようなみどりを守るため、平成 25 年に策定した「第二次みどりの基本計画」に基づいて、取組を進めてきました。

樹林地の保全においては、保存樹木 76 本、保存樹林 1,117 m²、保存生け垣の延長 3,928m に対し、奨励金の交付など、みどりの保全や創出に努めてきました。

水循環の創出において、雨水浸透施設及び雨水貯留槽の設置に係る補助金制度を開始し、雨水貯留槽設置補助金は 2 件、補助額 41,000 円を交付しました。

これらの取組を推進しましたが、自然環境が貴重な財産であることを地域で位置付け、みどりを誇りに思う意識の醸成は十分とはいえません。

今後も、みどりの持つ様々な機能を活用し、自然と調和のとれた生活の基盤づくりを進めるとともに、引き続き市報やホームページ等を活用した広報の充実、市民が集まる環境フェスタ等における PR の実施により、市民への呼び掛けに努めます。

2 エネルギーについて知る機会の創出

脱炭素社会実現への取組については、本市はこれまでも公共施設照明器具の LED 化、庁用車における電気自動車の導入、太陽光発電設備の設置、新エネルギー利用機器等設置費用の補助など、温室効果ガスの排出抑制等に取り組んできましたが、現在の気候変動危機に対応するためには、更に取組を加速して推進していく必要があります。

このため、本市では令和 4 年 9 月 5 日に、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言したところであり、今後、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があることから、市域における地球温暖化対策として取り組むための方向性と具体策を示す「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に着手し、再生可能エネルギーの利用促進や脱炭素化に向けた新たな取組についても検討を進めます。

3 4Rで目指す循環型社会の形成

本市では、ごみ処理の過程で排出される二酸化炭素の削減など環境負荷の低減を進めるためにも、更なるごみの減量と資源化の推進を図ることが求められる状況となっていることから、令和4年10月から家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始しました。これは市民一人一人がごみの減量や資源化に対する意識を向上させるとともに、ごみの排出者責任を明確にするものであり、今後、有料化実施による減量効果等を確認していく必要があります。

また、家庭で生ごみを処理するミニ・キエーロ工作教室を市民会館や環境フェスタ会場で開催し、50セットの器材を配布しました。市内小学4年生に対しては、ごみ処理等についてまとめた副読本を配布し、若年層に対しての啓発にも努めています。

4 地球環境情報の収集・周知

市ホームページでは、地球温暖化の原因、世界・日本・市の取組、支援制度などの情報や市が実施している環境保全に係る事業を年度別に集計した「環境保全のあらまし」を作成し、広く情報提供に努めています。子どもたちに対しては、市内に生息する動植物などを観察し、自然とふれあう「環境学習会」の開催や市の環境への取組とSDGsとの関係をまとめた環境副読本を作成、配布し、啓発に努めています。

市民に対しては、住居や家庭内の設備や製品の更新時において、省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入、環境への負荷が小さい製品を選択していただくよう、それらの導入・購入に当たって費用の一部を補助する制度を設け、普及啓発を図っています。

また、日常生活における、節電・節水・公共交通機関の利用など、市民一人一人ができる取組について、これまで以上に、効果的に訴えていくことが必要と思われれます。

事業者に対しても、施設の新設・改修時などの機会をとらえて、省エネ設備などへの更新を訴えていくほか、業務の見直しなどによる光熱水費の削減をお願いしていくことが必要です。また、エネルギーを使う事業者だけでなく、エネルギーを供給する電気事業者・ガス事業者との連携・協力もより重要になってくると考えます。

5 市民・事業者の取組の把握とその行動支援

市長が「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す旨を表明し、また、地球温暖化対策に関連した市のホームページも大幅にリニューアルを図り、地球温暖化の仕組みや自らが取り組めること、国や都及び市の取組などわかりやすく周知しました。

また、今後策定する区域施策編においても、市民、事業者がどのように地球温暖化対策に取り組んでいけばよいか、具体的な方向性を示していくとともに、環境に関する情報の継続的発信、市民意識を向上させるための施策の展開、事業者の環境保全に対する動向を把握するための施策を検討・実施し、環境配慮に関する行動支援に取り組みます。

令和 4 年度
武蔵村山市第二次環境基本計画
(改訂版) に基づく報告書
(武蔵村山市年次報告書)

発行年月／令和 6 年 3 月
発 行／武蔵村山市
編 集／武蔵村山市環境部環境課
〒208-8501
東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
TEL 042(565)1111(代表)